

難民審査参与員 問題ある言動 実例集

1	人格への攻撃、侮辱、名誉を傷つける不適切な発言	2
(1)	2017 年 3 月 23 日 (木)・東京 (コンゴ民主共和国出身女性) 調書記載なし	2
(2)	2015 年・東京 (アジア某国出身) 調書記載なし	2
(3)	2016 年 7 月 7 日 (木)・東京 (ミャンマー出身女性) 一部調書記載なし	2
(4)	2014 年・東京 (アフリカ某国出身) 調書記載なし	2
(5)	2015 年 12 月・東京 (インド出身の男性) 調書記載なし	3
(6)	2017 年 8 月 9 日 (水)・東京 (インド出身の男性)	3
(7)	2017 年 8 月 4 日 (金)・東京 (バングラデシュ出身の男性)	3
(8)	2015 年 5 月 28 日 (木)・東京 (トルコ出身)	4
2	職務責任自体を放棄する不適切な発言	4
(1)	2015 年 5 月 28 日 (木)・東京 (トルコ出身)	4
(2)	2015 年 12 月 17 日 (木)・東京 (トルコ出身)	4
3	威嚇、脅迫、無関心、怠慢等の不適切な態度	4
(1)	2017 年 1 月 11 日 (水)・東京 (ミャンマー出身女性) 調書記載なし	4
(2)	2016 年 7 月 7 日 (木)・東京 (ミャンマー出身女性)	4
(3)	2016 年 7 月・東京 (カメルーン出身)	5
(4)	2014 年・東京 (アフリカ某国出身) 調書記載なし	5
(5)	2016 年 12 月 5 日 (月)・東京 (トルコ出身)	5
4	予断、偏見や難民への無理解を示す不適切な発言	5
(1)	2017 年 6 月 6 日 (火)・東京 (イラン出身者)	5
(2)	2017 年 3 月 23 日 (木)・東京 (コンゴ民主共和国出身女性) 調書記載なし	6
(3)	2017 年 1 月 11 日 (水)・東京 (ミャンマー出身女性)	6
(4)	2016 年 7 月 7 日 (木)・東京 (ミャンマー出身女性) 一部の発言調書記載なし	6
(5)	2016 年 (ミャンマー出身)	7
(6)	2015 年・東京 (某国出身) 調書記載なし	7
(7)	2015 年・東京 (中国出身) 調書記載なし	7
(8)	2014 年・東京 (トルコ出身) 調書記載なし	8
(9)	2013 年 12 月 16 日 (月)・東京 (ナイジェリア出身の男性)	8
(10)	2013 年 12 月 19 日 (木)・大阪 (ネパール出身の男性)	8
(11)	2012 年 7 月 10 日 (火)・東京 (ビルマ出身の男性)	8
(12)	2011 年 9 月 12 日 (月)・東京 (ロシア出身の男性) ①につき調書記載なし	9
(13)	2011 年 3 月 17 日 (木)・大阪 (ウガンダ出身の男性)	9
(14)	2014 年 7 月 17 日 (木)・東京 (トルコ出身)	10
(15)	2015 年 5 月 28 日 (木)・東京 (トルコ出身)	10
(16)	2014 年 9 月 10 日 (水)・東京 (エチオピア出身のエリトリア男性)	10
(17)	2014 年 11 月 6 日 (木)・東京 (トルコ出身のクルド人)	11
5	出典を示さない質問等の不適切・不公平な発言	11
(1)	2014 年 12 月 16 日 (火)・東京 (ウガンダ出身の女性) 調書記載なし	11
(2)	2011 年 3 月 17 日 (木)・大阪 (ウガンダ出身の男性)	12
6	その他の事例	12

1 人格への攻撃、侮辱、名誉を傷つける不適切な発言

(1) 2017 年 3 月 23 日 (木)・東京 (コンゴ民主共和国出身女性) 調書記載なし

① 参与員 A (男性) は、以下の発言をした。

(難民審査参与員)「なぜ、その大佐はあなたを狙ったの？」

(難民審査参与員)「美人だったから？」

(難民審査参与員)「●●大佐があなただけを拉致した、捕まえたということは、あなたが女性で美人だったからというそれ以外には何らの理由はない、ということですね。」

また、この男性参与員の口調は、「～だよな?」「～んだな?」というものがかなり多かったが、調書では、「～ですね」と丁寧語になおされていた。

※「3 威嚇・脅迫、無関心等の不適切な態度」にも該当。

② 別の参与員 B (男性) は、

「当然、2 か月もの間、見ず知らずの人に監禁されてレイプされたならば、子どもができたのではないか、病気がうつったのではないか心配になりませんか、なりますよね。」と発言。

質問の聞き方は、「いかがですか」ではなく、「なりますよね」と断定的だったが、調書では「いかがですか」に改められている。

(代理人：山田さくら弁護士、小田川綾音弁護士)

(2) 2015 年・東京 (アジア某国出身) 調書記載なし

申請者の名前を、有名な動物のキャラクターになぞらえた (ごろ合わせをした) うえで、その動物扱いする発言をした (要するに人間よりも劣っていると言いたかった)

参与員「※※※ (キャラクターの名前) 並みの知能、という訳か」

当職が「記録係の人、今の参与員の発言をそのまま調書に記録しておいてください。」と発言したところ、難民調査官に「代理人は、不規則な発言をしないように。」と叱責された。調書には全く残っていません。

(代理人：古池秀弁護士)

(3) 2016 年 7 月 7 日 (木)・東京 (ミャンマー出身女性) 一部調書記載なし

A 参与員は、申請者に対し、「あなたは難民ではない。」(調書記載なし)

「あなたは難民としては元気過ぎる。本当の難民はもっと力が無い。」(調書では、「難民にしては、あなたは威勢が良すぎます。」とされていた。)

「もっと弱い人が大変な人が大勢いる。あなたならミャンマーに帰っても元気にやっていける。」(調書では、「それだけの元気があるのであれば、帰国して活動することも可能なではありませんか。」とされていた。)

「あなたの話は全く信用出来ない。」(調書記載なし) などと述べた。

※「4 予断、偏見や難民無理解」にも該当。

(代理人：小川隆太郎弁護士)

(4) 2014 年・東京 (アフリカ某国出身) 調書記載なし

兄弟に比べて、学歴や職歴が低いことを馬鹿にした発言をされました。(具体的には、ど

んな言葉だったかは覚えていませんが、鼻で笑うような感じです。)それも、椅子にふんぞり返り、足を(机の上に届きそうなくらいに)高く組んでの発言です。
もちろん、口頭意見陳述・審尋調書からはきれいに消えていました。ただし、本人の学歴や職歴が低いことを強調したくなかったので、期日でも期日後にも、異議は申し立てませんでした。

※「3 威嚇・脅迫、無関心等の不適切な態度」にも該当。

(代理人：松尾久美弁護士)

(5) 2015 年 12 月・東京(インド出身の男性) 調書記載なし

支持政党を変えたことで、元の政党から狙われ、元の政党のリーダー格の娘と結婚したため、その父親からも更に狙われた事例。

① 「激怒している父はその間指をくわえて待っていたんですか。」という質問だったのが、調書では「激怒している元妻の父親は、その間ずっと、何もせずに待っていたのですか。」と「指をくわえて」という不適切な表現が修正されていた。

② 「あなたが襲撃されたのは14年も前のこと。その政党は皆忙しいんじゃないですか。妻とも離婚したし、いつまでもしつこく待ってるもんですか。」

「愛を見つけることは良いことであり、否定はしません。しかし、愛する人を守るために、自分と結婚することで相手にどのような問題が起きるかと考えることが本当の愛であり、相手を苦しめるかもしれないけれど、愛しているからという自分の感情だけで突っ走ったというのは、いかがなものでしょうか。」

「それだけの覚悟を持たずに結婚してしまった。そして、あなただけが日本に逃げてきてしまったのですね。違いますか。」矢継ぎ早に意見を押しつける質問が繰り返されたことによって申立人は感極まり、涙を流して嗚咽していたため、代理人から少し待つように申し入れたものの、申立人の感情が収まるのを待つことはなく、不満げに別の質問に変えた。

③ 別の参与員から、「私は、カーストを乗り越えて夫婦になって、まだ愛しているので迫害される状況であれば、何とか助けてあげたいと思うのですが、今の状態では、インドにいる元妻は怒っているのではないのでしょうか。大喜びで離婚したのではなく、夫が日本で新しい彼女を作ったために自分との関係を終わりにしたと思うのが普通だと思います。そうすると、元妻の父親も怒っているのではないのでしょうか」という質問に対して申立人が否定したところ、「ではめでたしめでたしのハッピーエンドですか」と聞かれ、更に否定したところ、「自分がオヤジだったら別の気分だけど。や、余計なこと聞いてすみませんでした。」というやり取りがあった。しかし、最後の発言については調書に記載されず、「めでたしめでたし」という表現も調書では削除されていた。

(代理人：本多貞雅弁護士)

(6) 2017 年 8 月 9 日(水)・東京(インド出身の男性)

「あなたは仏教を学んでいたようだが、地下組織を作って武装闘争するというのは、仏教の教えと矛盾するんじゃないか、どう考えている？」

(代理人：渡邊彰悟弁護士)

(7) 2017 年 7 月 20 日(木)・東京(バングラデシュ出身の男性)

「あなたは家族と連絡を取っていないという。冷たいね。そんな家族にも冷たい人が政治に関心を持てるのか？」

(代理人：渡邊彰悟弁護士)

(8) 2015 年 5 月 28 日 (木)・東京 (トルコ出身)

異議申立人の義兄の従弟が日本で犯罪を犯したり離婚したりしていると指摘し「あまりよくない行いをしている人があなたの周囲にいるということです。」と発言

※「4 予断、偏見や難民無理解」にも該当。

(代理人：大橋毅弁護士)

2 職務責任自体を放棄する不適切な発言

(1) 2015 年 5 月 28 日 (木)・東京 (トルコ出身)

「普通に考えれば難民として認めてくれる国を選ぶものではありませんか」「あなたが難民として日本に逃げてきたようにはどうしても思えません」「日本の難民認定が非常に厳しいことは把握していなかったということですか」と、難民認定が厳しい日本にきたこと自体難民の行動として不合理だと発言

(代理人：大橋毅弁護士)

(2) 2015 年 12 月 17 日 (木)・東京 (トルコ出身)

「飛行機に乗るという発想自体が難民とかけ離れています」「生命の危険があったら即座に出なければならないので、入国審査やビザの心配をするのは違うのではないかと思います聞いています」「現在欧州に押しかけている人たちが難民条約に言う本来の難民です」

「(代理人：難民はそもそも飛行機に乗らないしビザを取らないものなのに、なぜ申立人はそれを必要と考えるのか、という質問趣旨でよろしいですか) 大体そういうことです」

(代理人：大橋毅弁護士)

3 威嚇、脅迫、無関心、怠慢等の不適切な態度

(1) 2017 年 1 月 11 日 (水)・東京 (ミャンマー出身女性) 調書記載なし

① 女性参与員が、途中で目をつむりこっくりこっくり始めたので、時間を確認しつつ、目を開けない状態が 2 分以上続いたので、「起きてください」と伝えた。調書に記載はない。

(代理人：小田川綾音弁護士)

(2) 2016 年 7 月 7 日 (木)・東京 (ミャンマー出身女性)

① A 参与員と B 参与員の両氏は、申請者が 2 週間以上前に提出した資料を読んでいなかった。

② 1(3)の A 参与員による「難民としては元気過ぎる」「あなたならミャンマーに帰っても元気にやっていける」発言に対して、代理人が「カチン地域での紛争状況を踏まえれば元気にやっていけるなどと言えるはずが無い」「元気かどうかは難民認定と何の関係もない」などと抗議したところ、B 参与員が A 参与員をかばうように、「何度も言わなくてもいいでしょう」「次の人が待っている。何度も同じ事を言わないでいい。本人も代理人も意見

書に書いてあることと同じ事を言っているだけだ。次の人の審尋を受ける権利の侵害になりますよ。」などと発言し、代理人の抗議を終えさせようとした。

- ③ B 参与員は、手続き途中、2 回以上にわたって自己の携帯電話を取り出して、何らかの操作を行い、手続きに集中していなかった。

(代理人：小川隆太郎弁護士)

(3) 2016 年 7 月・東京（カメルーン出身）

御本人は当時、極度の体調不良であったため、入国管理局に診断書も出し、何通も口頭意見陳述&審尋の延期を求める書面を出し、お願いしていましたが、延期は絶対に認められないとのことでした。そのため、当日は、本人が極度の体調困難を押して出席することにして、口頭意見陳述&審尋手続直前まで、待合室のベンチで横になって待機せざるを得ないような体調でした。

手続が始まり、本人が話し始め、通訳が、体が悪くて声を張れない本人の小さな声に耳を澄ませる向かいで、参与員のひとりが継続的に靴を踏みならして大きな音をたて続けていました。また、ペンもカチャカチャ鳴らし続けていました。

(代理人：駒井知会弁護士)

(4) 2014 年・東京（アフリカ某国出身）調書記載なし

兄弟に比べて、学歴や職歴が低いことを馬鹿にした発言をされました。（具体的には、どんな言葉だったかは覚えていませんが、鼻で笑うような感じです。）それも、椅子にふんぞり返り、足を（机の上に届きそうなくらいに）高く組んでの発言です。

もちろん、口頭意見陳述・審尋調書からはきれいに消えていました。ただし、本人の学歴や職歴が低いことを強調したくなかったので、期日でも期日後にも、異議は申し立てませんでした。

※「1 人格への攻撃、侮辱、名誉を傷つける発言等の不適切な発言」にも該当。

(代理人：松尾久美弁護士)

(5) 2016 年 12 月 5 日（月）・東京（トルコ出身）

異議申立人の供述が変遷していると思った途端「これ以上聞きたくない。もう結構」と、吐き捨てるように言い、嫌悪感を示してプイと横を向いて、質問を終了した。

本当に変遷があってもこのような態度は適切でないが、後の他の参与員の質問によって、必ずしも変遷とはいえないことが分かる。

(代理人：大橋毅弁護士)

4 予断、偏見や難民への無理解を示す不適切な発言

(1) 2017 年 6 月 6 日（火）・東京（イラン出身者）

イラン現体制を批判する異議申立人に対し、「それではパーレビ時代の方がよかったと思いますか」「パーレビ時代は必ずしもより時代ではありません」「1950 年代に起きたブリテイッシュペトロリアムの国有化を知っていますか」「あなたは歴史をご存知ないようです

ね」「パーレビ時代はあなたのおっしゃるようなよい時代とは思われません」

(代理人：大橋毅弁護士)

(2) 2017 年 3 月 23 日 (木)・東京 (コンゴ民主共和国出身女性) 調書記載なし

女性の参与員は、「調書 4 頁目以降 6 頁目中段の●●●S のメンバーになると、何らかの手当がもらえましたか」までの女性難民審査参与員の発言のうち「●●●S」と記載のあるところは、実際にはすべて「●●●C」と発言していました。途中で、「●●●C」とおっしゃっているのは「●●●S」の誤りではないかと代理人と通訳から確認を入れましたが、女性参与員は、「●●●S」と改めることなく最後まで「●●●C」と発言し続けていました。

(代理人：山田さくら弁護士、小田川綾音弁護士)

(3) 2017 年 1 月 11 日 (水)・東京 (ミャンマー出身女性)

- ① 「私は勉強に集中していたら、政治活動の方はやらなくなるのではと思うのですが、いかがですか」
- ② 申請書に、ブローカーからアドバイスを受けて、虚偽の内容を書いてしまったことを申告したが、その点に関し、「あなたは、他人から言われたままに書いてしまうような人ですか。あなたは、日本政府にこうして申請しているわけですから、申請書は公式な文書であり、あなたにとっても大事なものですな」。この部分以外にも、『誰かに言われたから』という理由で、事実でないことを書いた部分が散見されますが、あなたは平気でそういうことをする人ですか」
- ③ 本人が少数民族の反政府武装組織の軍事訓練に数カ月間参加し、若者をこれに動員することとした等の経験事実を述べ、当初の難民申請時点からそのことを伝えていなかったのは、真実を伝えることに不安と恐れを持っていたことを説明したところ、「私はあなた自身が本当にやりたかったことや、あなたが具体的に●●●でどの程度の活動をしてそれでいじめられたり怖い思いをしたのかということ、あなた自身の言葉で知りたかったのです。しかし、余りにも他のことをいろいろとたくさん述べられると、分からなくなってしまう。私は、あなたが周囲のお膳立てしたものに載っているだけという印象を受けました。あなたは本当の難民とはどういうもので、自分はこうだから難民だということを主張していないではありませんか。難民として見てもらいたいがために、テロリストと思われまいかと心配するよりも、『こういう軍隊でこういう行動をしたので軍から狙われています』と主張したほうがまだ良かったのではないかと思います。これではあなたのことがよく分からない」

(代理人：小田川綾音弁護士)

(4) 2016 年 7 月 7 日 (木)・東京 (ミャンマー出身女性) 一部の発言調書記載なし

- ① A 参与員は、申請者に対し、「あなたは難民ではない。」(調書記載なし)
「あなたは難民としては元気過ぎる。本当の難民はもっと力が無い。」(調書では、「難民にしては、あなたは威勢が良すぎます。」とされていた。)
「もっと弱い人が大変な人が大勢いる。あなたならミャンマーに帰っても元気にやっていける。」(調書では「それだけの元気があるのであれば、帰国して活動することも可能なわけではありませんか。」とされていた。)
「あなたの話は全く信用出来ない。」などと述べた (調書記載なし)。

※「1 人格への攻撃、侮辱、名誉を傷つける発言等の不適切な発言」にも該当。

- ② A 参与員は、「特定の社会的集団の構成員」に家族や家系が含まれるとの申請者の主張について、「そんなことはありえない。迫害理由に出自と明記されている条約があるのを貴方は知っているのか。知らないんでしょう。」「アフリカ難民条約には『出自』と明記されている。難民条約にはそのような文言がないのだから、ごっちゃにしちゃだめでしょう。法律家なんだから。」と述べた（調書では、「家系が問題になって迫害が起こる事例は他の難民条約に記載があります。これを特定の社会的集団としてしまうと混乱してしまいます。法律家がそれを混同してはいけません。出自、出身を理由とする条約は、アフリカに存在します。」とされていた）。

なお、実際は、難民条約でも家系は特定の社会的集団の構成員として認められており、そのことが書かれた証拠提出済みの文献を原告代理人が音読した後、A 参与員は自らの見解の誤りを認め、「勉強不足だった。」と発言した。また、A 参与員のいう「アフリカ難民条約」とは、1969 年アフリカ統一機構条約と思われるが、そこでの難民の定義に『出自』の記載はない。

（代理人：小川隆太郎弁護士）

(5) 2016 年（ミャンマー出身）

「あなたは偽造パスポートで入国している。入国の際に日本政府を騙していることはわかっていただけか」

（代理人：渡邊彰悟弁護士）

(6) 2015 年・東京（某国出身） 調書記載なし

改宗を理由とする難民申請の事案で、異議申立人へのいくつかの質問のあと、参与員は「あなたはキリスト教徒ではない。質問ではないから答えなくていい。」と発言しましたが、調書に記載はありませんでした。

改宗を理由とする申請である以上、代理人としても、宗教や信仰について様々な質問がなされるのは当然であると理解していますが、審尋の場でそのように断言される必要はないのではないかと考えています。

しかも、その直前の質問が、当該宗教の過去の歴史、特に日本での歴史についての知識の有無を尋ねるものであり、このような事実を知らないことと、異議申立人の改宗の真実性とは直接関係ないだろうという質問だったので、よけい違和感がありました。

（代理人：渡部典子弁護士）

(7) 2015 年・東京（中国出身） 調書記載なし

申請者が、「どこどこで働いています」と答えたら、「難民申請者のくせに働いていいのか」申請者は、在留資格があり、就労を許可されていました。私が異議を申し立てたら、難調官が慌てて、「働ける難民もいます。」みたいなことを言って私の発言を遮りました。参与員は、ふてくされながら「じゃあ、いいけどさ。」

調書には残っていません（申請者は現在どうやって生活しているのか、のやりとりは残っています）。

（代理人：古池秀弁護士）

(8) 2014 年・東京（トルコ出身）調書記載なし

難民申請の理由として、「クルド人であるため、様々な恩恵を受けられない」ということをあげた異議申立人に対し、参与員が詳しい説明を求めたので、異議申立人は、例えば村（クルド人の住む村ということです）の下水道設備が遅れていること、村には小学校はあるが中学校はないこと等をあげました。

これに対し、参与員が、「クルド人の村であるため、いまだに足りないものがあるという、難民認定申請の 3 つ目の理由は、今あなたが述べたようなことだと理解していいですか。」と聞き、異議申立人が「はい。」と答えました。これに対し、参与員は、「すべて被害意識に基づく発言のような気がするけど分かりました。」と言って（私のメモなので、完全にこのとおりかは分かりませんが）、次の質問に移りました。この参与員の発言が、調書には記載されていませんでした。

（代理人：渡部典子弁護士）

(9) 2013 年 12 月 16 日（月）・東京（ナイジェリア出身の男性）

キリスト教徒の聖職者としてナイジェリア北部で宗教活動をしていたところ、イスラム教徒過激派から迫害されるおそれが生じたため、ブローカーの助けを得て短期滞在で来日し、在留期間を過ぎて滞在していた事案。

参与員から、英語通訳を通じて審尋をしていた申請者（日本語についてもある程度理解できる）に対し、信者を増やすためには日本語を話す必要があるとの発言のほか、非正規滞在であることについて、以下の質問をした。

「宗教の指導者として、不法滞在が宗教という罪にあたるとは思わないのですか。」

「あなたは、…宗教的指導者の立場にある人なのに、それでいいと思っているのですか。」

「(あなたの宗教団体は) 国際法に違反するような組織ということになりませんか。」

「違う国には違う国のルールがあることは、知っているのですね。」

（代理人：鈴木雅子弁護士）

(10) 2013 年 12 月 19 日（木）・大阪（ネパール出身の男性）

① 「ネパールから、短期査証で来られた方で、あなたと同じようなマオイストからの脅迫を理由にして、難民認定申請をする方がたくさんいます。

私の知っている範囲では、そういうような例で難民と認められた例はありません。」

② 「…代理人は、決定的なのは、申立人の名前が知られていて、銃を突き付けられたという事実だということを発言されました。

しかし、私たちはネパールの件を何件も担当していますが、この種のことは極めて一般的ですし、さらに言えば、これまで経験したケースと比べると、被害の度合いは極めて低いという事実を指摘せざるを得ません。」

(11) 2012 年 7 月 10 日（火）・東京（ビルマ出身の男性）

カレン族キリスト教徒の聖職者の事案。

参与員から、申立人が口頭意見陳述していたところ、途中で遮られ、今までと同じことを言われても無駄、異議審なんだからと言われた。

- ① 「お話を聞いていると、旅券の取得も賄賂、出国も賄賂、帰国したときも賄賂を払い、どれも円滑に事が進んだということですが、その都度お金を用意されるお母さんは大変だったと思いますが、もし仮にあなたが帰国することとなっても、お金を用意できれば危険はないと考えられませんか」
- ② 「最後に、カレン民族の革命運動の究極の目的は、ミャンマーからの分離独立？自治州の設立でしょうか。」「ミャンマー政府との和平は認めないということで、武力闘争を続けられるとうことですか。」「アウンサンスーチーは、調和を目指す活動をしているが、それも支持していないのか。」「政策を支持されないということですね?」「(再度、支持しないということですね?)」「最後ですが、各民族が独立分離を目指したら、ミャンマーの将来はどうなると思いますか。」

(代理人：渡邊彰悟弁護士、小田川綾音弁護士)

(12) 2011 年 9 月 12 日 (月)・東京 (ロシア出身の男性) ①につき調書記載なし

チェチェン出身で第一次及び第二次チェチェン紛争で「後方支援」をしていたために治安部隊から追われていると主張する男性の事案。

- ① 「2008 年に盗みをしたということの容疑で、これは、懲役 1 年半服してきたので、この審尋には関係ないと思うけど、本当に自分に盗む意思があったのか、意思がなかったが、巻き添えにされたのか、あなたの正直な意見を聴きたい。」
- ② 「あなたの記載では、職業はなし、又は不明となっていました、あなた自身は今まで仕事についたことはないのか。一番上のお兄さんから生活費もらっていたため、お金に困ることはありませんでしたとお兄さんは何をやっていたのですか。生活するお金はどうやって得ているのか。日本に来るときに 1400 ドル持ってきたということだが、兄のお金だったのか。これはかなりの金額だ、どのような方法で得ている収入なのか、家族ならわかると思うが、あなたは知らないのか。」

(代理人：渡邊彰悟弁護士、小田川綾音弁護士)

(13) 2011 年 3 月 17 日 (木)・大阪 (ウガンダ出身の男性)

野党 FDC の党员として政治活動を行っていたところ、2006 年の大統領選挙・総選挙後、政権与党から迫害されるおそれが生じたため、日本にいたおじを頼って来日した事案。

全般的に、参与員の思い込みに基づく強度の決め付け、意見の押し付けが目立った。

- ① K 氏がオーバーステイで摘発されて警察で弁解録取手続を受けた場面に関する尋問で、「来日目的を聞かれたか」という参与員の質問に対し、K 氏が「来日目的は聞かれなかったが、どのように日本に来たか聞かれたので、おじさんの助けで日本に来たと答えた」などと述べたところ、参与員が「正直に答えて欲しいのですが、警察官がこういうふうな事件の時に聞くことは決まっています」と述べたため、代理人が「決めつけるのはよくないので、質問を変えてください」と異議を申し立てる場面があった。

② K 氏は来日前、ウガンダでカナダのビザの申請をしていたが、申請を保留にしたままカナダには行かずに日本に向かった。難民認定申請書の「あなたは他の国に庇護を求めたことがありますか」の項目には「はい」にチェックした上で、K 氏（英語が母語ではなく、やや独特な英語を用いる。）は「私と同僚はカナダに申請したが、おじが日本に来るビジネスマンに連絡をとった。私たちは日本に向け出発しました（We left for Japan.）」という内容に続いて「I left the Canada application pending.」と記載していた。入管による日本語訳には「申請保留のまま、私はカナダを出ました」と書かれていた。

英文法的には、「カナダを出た」であれば the は不要であり、「カナダの申請を保留にした」と言うには「I left the Canadian application pending.」と言うべきところであろう。

参与員は、K 氏がカナダに行ったとの前提で尋問を始め、代理人が、K 氏はカナダには行っておらず日本語訳が間違っていることを指摘し「彼はそういう英語を書くのです」と述べたところ、参与員は「それは有り得ないですよ。こんな基本的な事実を。真実を教えてください。」「それで翻訳者が責められたら、翻訳者が可哀想です」などと、K 氏が虚偽供述をしていると言わんばかりの発言をした。

（代理人：空野佳弘弁護士，炭谷喜史弁護士，馬場圭吾弁護士）

(14) 2014 年 7 月 17 日（木）・東京（トルコ出身）

野党支持者であり日本にある民族の協会の活動に参加する異議申立人に対し「故国にいるクルド人への弾圧をやめさせたいと思うなら大使館に抗議するべきです」と発言。代理人が「参与員に勧められて抗議をしたと判明すればトルコとの間で問題が生じますよ」とやり取り批判したところ、調書上は「故国にいるクルド人への弾圧をやめさせるべきとか、協会がトルコ大使館に訴えるべきだと考えることがありますか」という表現になっている。

（代理人：大橋毅弁護士）

(15) 2015 年 5 月 28 日（木）・東京（トルコ出身）

① 異議申立人の義兄の従弟が日本で犯罪を犯したり離婚したりしていると指摘し「あまりよくない行いをしている人があなたの周囲にいるということです。」と発言

※「1 人格への攻撃、侮辱、名誉を傷つける発言等の不適切な発言」にも該当。

② トルコと日本の友好関係を示唆する歴史的事実を挙げて、知っているかと尋ね、「来日するとき、トルコ人と日本人が互いに抱いている勘定について興味を持っていたかどうかを確認したい」と質問

（代理人：大橋毅弁護士）

(16) 2014 年 9 月 10 日（水）・東京（エチオピア出身のエリトリア男性）

異議申立人が述べたエチオピアから見たエリトリア国籍の有無の決定方法（代理人が提出したエリトリアとエチオピアの国籍に関する出身国情報によればその説明は正しい）につき、参与員が提出した出身国情報を無視し、「そんなわけない、あんたは間違ってる」と一方的に異議申立人を非難した。ただし、参与員のかかる発言は、事務局を務める入国管理局職員が提供した不正 確な情報（異議申立人には開示されない）に基づいていたと思

われることが、代理人の申入れに基づき当該情報が例外的に開示されたことで明らかにされた。最終的には申請者の説明を受け入れる形で国籍が認定された。

(代理人：鈴木雅子弁護士)

(17) 2014 年 11 月 6 日 (木)・東京 (トルコ出身のクルド人)

参与員 B「あなたにでたのは逮捕状なのですか、逮捕命令なのですか？」

申請者「逮捕命令状です。(※そもそも質問の意味がわからないが絶妙な返答)」

参与員 B「公の文書ですか？」

申請者「はい。」

参与員 B「仮に出ているとして、それは何を理由にした令状なのですか？」

申請者「逮捕状が出た理由は日本で反政府デモに参加したということです。」

参与員 B「凶悪なテロリストであるオジャランのポスターの前で写った写真に写っていたとありますが？」

申請者「オジャランはテロリストではない。クルド人のリーダーです。」

申請者の剣幕に、はあそうですか、という感じで事実上撤回。

PKK は確かにトルコ政府のみならず米国からもテロ指定をされていますが、2012 年には武装闘争路線から転換していますし、政治的な迫害を主張している者の主張のシンボルを、最初から迫害主体である政府と同じ立場から「凶悪なテロリスト」と決めてかかる質問は不適切でしょう。

(代理人：山口元一弁護士)

5 出典を示さない質問等の不適切・不公平な発言

(1) 2014 年 12 月 16 日 (火)・東京 (ウガンダ出身の女性) 調書記載なし

FDC メンバーではないが、FDC メンバーと疑われ政治的意見を帰属させられた女性の事案。

参与員から、「日本に来る前に、別の国に行ったことはありますか」、「イラクに行ったことはありますか」、「あなたが、麻薬問題にからんで、イラクに強制送還されたことがあると言った人がいるんですが」という質問があり、代理人から「言った人がいるとは、どういうことか」、「何を根拠にしてそのような発言があったと述べているのか」という趣旨の質問をしたところ、参与員から「入国管理局が作成した文書・記録上にそのような通報があったことが記載されている」という趣旨の回答があった。

申立人自身も、全く身に覚えがなかったことから困惑し、この質問に対して、「それを示す根拠、証拠は何か」と質問した。代理人からも、申立人側には一切開示されていない資料に基づき、一方的に質問をされても、申立人側は十分に検討、分析ができず不合理であることから、その点を指摘し、代理人の最後の意見でも、このことについて、資料があるなら開示されたいという旨の発言をしたが、これらに関するやり取りが調書上には一切反映されていなかった。調書訂正の文書を送付した。

(代理人：渡邊彰悟弁護士、小田川綾音弁護士)

(2) 2011 年 3 月 17 日 (木)・大阪 (ウガンダ出身の男性)

野党 FDC の党員として政治活動を行っていたところ、2006 年の大統領選挙・総選挙後、政権与党から迫害されるおそれが生じたため、日本にいたおじを頼って来日した事案。

① 参与員から、FDC 党首に対する強姦罪と国家反逆罪の裁判結果について知っているかと尋問があり、K 氏が「(有罪) 判決は出なかった」と述べたところ、参与員は「国家反逆罪については、憲法裁判所が、2010 年 10 月 12 日、下級審裁判所の判決を覆し無罪の判決を出しています」と、下級審裁判所では有罪判決が出たことを前提とする発言をした。

しかし、訴訟になってから資料を精査したところ、実際には下級審裁判所で無罪判決が下された事実がないことが発覚し、代理人から国に対して求釈明を行ったところ、参与員の誤導尋問に依拠していた主張を国は撤回した。

② K 氏のおじ (日本にいたおじとは別人) で FDC 副議長だった人物の経歴に関して、参与員は K 氏に事細かく尋問を行ったが、出典を示さない尋問であり、反論のしようがなかった。

(代理人：空野佳弘弁護士，炭谷喜史弁護士，馬場圭吾弁護士)

6 その他の事例

- 審尋中に参与員の 1 人が寝ていた。
- 申請者の意見陳述中に参与員の 3 人全員が寝た。
- 審尋中に参与員が携帯電話 (スマートフォン) をいじっていた。
- 政治活動等を理由とした迫害のおそれを主張する申請者に対し、参与員が、あなたは国に帰って国のために政治活動をしたらどうですかと質問した。(複数の事案)
- 申請者が述べたエチオピアから見たエリトリア国籍の有無の決定方法 (代理人が提出したエリトリアとエチオピアの国籍に関する出身国情報によればその説明は正しい) につき、参与員が提出した出身国情報を無視し、「そんなわけない、あんたは間違ってる」と一方的に申請者を非難した。
- ブルンジ出身の申請者に対し、参与員が、「現実に帰れる状況であるかどうかではなく、国を愛する気持ちがあるかどうかということです。」と質問した。
- ビルマ出身のロヒンギャ族申請者に対し、参与員が、「あなたみたいな優秀な人は早く国帰って貢献した方が良いですよ」とコメントを述べた。